

# 橋場弦『古代ギリシアの民主政』合評会 ①

ギリシア民主政——ローマ共和政のまなざし——

内田 康太

2022年9月21日、古代ギリシアにおける国制史研究の第一線で長年に渡り活躍をつづけてきた橋場弦氏の新刊『古代ギリシアの民主政』（以下、『民主政』と略記）が岩波書店より出版された<sup>1</sup>。これを受けて、同年12月18日、東京大学文学部・人文社会系研究科西洋史学研究室主催で合評会が開催された。本記事は、コメンテータとして合評会に参加した筆者が、自らの専門領域である共和政期ローマの国制史研究の視点から付したコメントとそれに対する応答をまとめたものである。

## 1. ギリシア民主政とローマ共和政

『民主政』の主題は、古代ギリシアの民主政を理念ではなく実体として描き出すことであり、この課題を達成するために多くの工夫が施されている<sup>2</sup>。その一つとして、本書ではギリシア（とくに、アテナイ）民主政の特質を明らかにするべくローマ共和政との違いが指摘される。たとえば、民会における投票について、「財産別のグループごとに一票を投じたローマ共和政の民会とくらべると、貧富の区別なく一人一票の原則が厳守されていることは、アテナイ民主政のきわだった個性の一つである」、あるいは、「ギリシア民主政とローマ共和政は、ひとくくりに理解されることがあるが、両者は似て非なるものである。ギリシアでは一人に一票の投票権が与えられたのに対し、ローマの民会は財産別に分けられたグループ（ケントゥリア）ごとに投票し、しかも貧富の差によって投票権の重みにいちじるしい格差があった。無産市民は人口のうえで最大多数を占めるにもかかわらず、たった一つのグループ枠、つまり一票しか与えられなかったのである。その上、国政の実質的な主導権は、一部の最富裕市民からなる元老院が握っていた。あらゆる意味でローマは富裕者による寡頭政であり、古代民主政の系譜には連ならなかった」と語られる<sup>3</sup>。

橋場氏の定義によるならば、古代ギリシアにおける民主政成立の要件は、（1）参政権が広範囲の自由人に平等に与えられていること、（2）一人一票の原則、（3）民会が最高意思決定機関であること、（4）役人の抽選制、（5）裁判権が市民団に与えられていること、である<sup>4</sup>。ローマ共和政の場合、アテナイ民主政と同様に市民権を有する成年男子であれば誰もが民会に参加・投票できた。また、民会投票の対象となった事案は国家運営の根幹にかかわる極めて重大なものであり、ローマにおいても民会が最高意思決定機関であったことは疑いない。さらに、ローマでは、アテナイにおける民衆裁判所の代わりに、民会が裁判を実施した<sup>5</sup>。従って、裁判権が市民団に与えられてい

<sup>1</sup> 橋場弦『古代ギリシアの民主政』、岩波新書、2022年。

<sup>2</sup> この点については、内田康太「(新刊紹介) 橋場弦著『古代ギリシアの民主政』、『史学雑誌』、第132編第2号(2023年)、90-91頁も参照されたい。

<sup>3</sup> 『民主政』、71, 228-229頁。

<sup>4</sup> 『民主政』、23頁。

<sup>5</sup> 厳密に言えば、前2世紀中頃からローマの裁判は元老院議員と騎士身分の人々が審判人となる陪審法廷が主流となるが、その導入自体は民会での投票によって実現された (A. W. Lintott, *The Constitution of the Roman Republic*,

るという意味でも、ローマとアテナイには共通点を見出すことができる。それではなぜ、ローマ共和政はギリシア民主政の対照例として引き合いに出されているのだろうか。それは、上述した要件のうちとりわけ（１）と（２）について、ローマの民会が要件を満たしていないものと疑われるからである。

よく知られているとおり、ローマにはケントゥリア民会とトリブス民会／平民会と呼ばれる二種類の民会が存在した<sup>6</sup>。前者は、上位公職選挙、極刑裁判、開戦・和平締結といった重要な事案を投票の対象とし、市民団を財産別に193のグループ（ケントゥリア）に分けてグループごとに投票する方式を採用していた。ケントゥリア民会の投票では、1グループが1票を有する。この1票を決めるために、各グループ内で投票が行われるが、その際各人が有する票も1票である。それゆえ、根源的には一人一票の原則が守られていたといえよう。しかしながら、投票は財産等級順に行われ、開票も同様である。しかも、特定の票が過半数を占めた段階で投票が終了したから、上位の等級で投票結果が一致していた場合には、下位の等級に属する人々は投票すらできず、自らの意思を表明する機会を喪失したのである。さらに、財産等級が下がれば下がるほど1グループに属する人々の数が増大するしくみをとっていたため、富裕層と貧困層の間には明らかに一票の格差が認められる。加えて、ローマの場合はギリシアのポリスと異なり、その支配域が圧倒的に広大である。ローマの民会はすべて都市ローマでのみ開催されたから、遠方に居住するローマ市民にとっては地理的隔たりが民会への参加を妨げる要因となることもあったはずである。とくに移動に伴う時間的・経済的負担を考えるならば、民会に参加して参政権を行使する可能性が富裕層に偏っていたことは否定できない<sup>7</sup>。従って、ケントゥリア民会を見る限り、（１）と（２）が十全に満たされていたとは言い難いだろう。

一方、トリブス民会／平民会においては、ケントゥリア民会で確認されたような不平等は相当に軽減されていた。トリブス民会／平民会では、市民団を地域別に35のグループ（トリブス）に分け、グループごとに投票する方式を採用していたが、投開票の順番も抽選で決まったから、特定の票が過半数を占めた段階で投票が終了したとしても、それはあくまでくじ運の問題であった。また、ケントゥリア民会で確認されたように1グループごとの所属人数が著しく異なるということもなく、一票の格差はかなり少なかったものと考えられる。さらに、トリブス民会／平民会に与えられた極めて重要な役割である法律の制定に目を向けるならば、法案の公示から投票に至るまでの期間、法案に関する情報を人々に公開する機会が随所で設けられていた。『民主政』においても言及されているように、「情報の公開」は民主政を成立させるために求められる条件の一つであり<sup>8</sup>、この点においてもローマ共和政にはギリシア民主政に近い一面を見出すことができるのである。

以上のようにローマの民会の制度的特徴や運用のしくみを確認してみると、ローマ共和政もまた上述した民主政成立のための要件をおおむね満たしている様子がうかがわれる<sup>9</sup>。実際、19世紀の

Oxford, 1999, 147-162)。また、陪審法廷導入後も共和政期を通して民会における裁判が絶えることはなかった(M. Alexander, *Trials in the Late Roman Republic, 149 BC to 50 BC.*, Toronto, 1990)。

<sup>6</sup> 各民会の機能と投票方式については、L. R. Taylor, *Roman Voting Assemblies*, Ann Arbor, 1966, 59-106 および E. S. Staveley, *Greek and Roman Voting and Elections*, London, 1972, 121-190 を参照。

<sup>7</sup> たとえば、Sall. *Iug.* 73.6 によれば、職人にとっては労働が資産を獲得する術であった。また、Cic. *Cat.* 4.17 において、商店主は店舗を閉めることで損失を被ったことが伝えられる。Cf. H. Mouritsen, *Plebs and Politics in the Late Roman Republic*, Cambridge, 2001, 42.

<sup>8</sup> 『民主政』、171-173 頁。

<sup>9</sup> (4)「役人の抽選制」について、ローマ共和政の公職者は民会における選挙により選ばれるのが常であった。

古代ローマ史研究を牽引したテオドール・モムゼンにより、ローマ共和政が国制上、民主政的な性質を有していることはすでに認識されていた<sup>10</sup>。さらに、1980年代以降、ファーガス・ミラーの研究を契機として、ローマ共和政を民主政と捉える立場は一定の地歩を固めている<sup>11</sup>。残念ながら、この「ローマ民主政論」の是非をめぐっては、いまだに見解の一致には至っていない状況である。とはいえ、ローマ共和政をギリシア民主政の対照例とする『民主政』の立場からすれば、ここまで述べてきた両者の共通点、あるいは、ローマ共和政の政体をめぐる近年の研究潮流を考慮して、両者の差異を改めて分析することが必要となる。

この問題提起に対し、橋場氏からは「役人・公職者の権限と機能」および「評議会・元老院の位置づけ」という二つの観点に立つ説得的な指摘がなされた。すなわち、ギリシア民主政に比して、ローマ共和政では公職者に与えられた権限は多大であり、民会の開催に代表されるような市民の政治参加の機会までも公職者による統制下におかれていた。さらに、ローマにおいては、下位公職の経験者のみが上位公職に立候補することのできる制度を採用することで、公職がエリート層の構築とその地位の保障を実現していた。また、アテナイにおける500人評議会と同様、ローマでは元老院が民会に上程する事案の準備を担ったが、元老院の承認を得た事案が民会投票で否決されることは極めてまれな事態であり、元老院に対する民会の従属状態が見て取れる。古代ギリシア史の専門家である橋場氏がギリシア民主政との対比から指摘したローマ共和政の特質について、これがかつてギリシア人歴史家ポリュビオスにより論じられたローマ共和政の特質と重なっていることは<sup>12</sup>、偶然の一致ではないように思われた。

---

しかし、アテナイ民主政にかんしても、長らく將軍は選挙により選出されていたし、前4世紀新たに設置された「観劇手当基金」と「軍事基金」なる国庫を管理する財務官数人も抽選ではなく選挙によって選出された。『民主政』では、彼らが職業として財務官を担ったわけだけでなく、報酬を得ることもなかったことに触れ、こうした専門化の現象を、民主政の衰退ではなく、むしろ発展の一側面ととらえている(208-211頁)。そのため、ローマ共和政の公職者選挙も、それ自身が民主政になじまないしくみとは言えないだろう。

<sup>10</sup> このことは、T. Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, 3vols., Leipzig, 1887-8 の随所から読み取れる (cf. C. M. Barber, *Politics in the Roman Republic: Perspective from Niebuhr to Gelzer*, Leiden / Boston, 2020, 195-196)。

<sup>11</sup> F. Millar, 'The Political Character of the Classical Roman Republic, 200-151BC', *JRS* 74, 1-19 以降展開されてきた論争史の概略については、F. Pina Polo, 'Contio, Auctoritas and Freedom of Speech in Republican Rome' in S. Benoist (ed.), *Rome, a City and its Empire in Perspective: The Impact of the Roman World through Fergus Millar's Research. Rome une cité impériale en jeu: L'impact du monde romain selon Fergus Millar*, Leiden / Boston, 2012, 41-51 を参照。

<sup>12</sup> Polyb. 6.11.11-14.12, esp. 6.11.11-12: ἦν μὲν δὴ τρία μέρη τὰ κρατοῦντα τῆς πολιτείας, ἅπαρ εἶπα πρότερον ἅπαντα: οὕτως δὲ πάντα κατὰ μέρος ἴσως καὶ πρεπόντως συνετέτακτο καὶ διακείτο διὰ τούτων ὥστε μηδένα ποτ' ἂν εἰπεῖν δύνασθαι βεβαίως μηδὲ τῶν ἐγχωρίων πότερ' ἀριστοκρατικὸν τὸ πολίτευμα σύμπαν ἢ δημοκρατικὸν ἢ μοναρχικόν. καὶ τοῦτ' εἰκὸς ἦν πάσχειν. ὅτε μὲν γὰρ εἰς τὴν τῶν ὑπάτων ἀνετίσασιν ἐξουσίαν, τελείως μοναρχικὸν ἐβραίνετ' εἶναι καὶ βασιλικόν, ὅτε δ' εἰς τὴν τῆς συγκλήτου, πάλιν ἀριστοκρατικόν: καὶ μὴν εἰ τὴν τῶν πολλῶν ἐξουσίαν θεωροῖη τις, ἐδόκει σαφῶς εἶναι δημοκρατικόν (「すでに私が述べたことであるが、[ローマには] 国家を統御する三つの部分が存在していた。また、それぞれの部分を通じて、あらゆる事々が個々に公正かつ適切なかたちで組織立てられ、運営されていた。その結果として、国民の誰一人として果たしてこの国家が全体として貴族政であるのか、民主政であるのか、あるいは、独裁政であるのかを確かめるには答えられなかったのである。そして、こうした事態に陥るのも当然のことなのである。というのも [ローマに]、執政官の権限に注目するならば、完全に独裁政・王政にみえたからである。一方、元老院の権限に目を向けるとき、今度は貴族政であるとみえた。さらに、民衆の権限を観察してみると、明らかに民主政であるように思われたのである。)」。

## 2. ギリシア民主政の終焉

過去に存在した共同体や社会構造について研究する人々にとって、その共同体や社会構造が失われ、別のものに置き換わることは、極めて重大な出来事として関心や議論の対象となる。彼らは過去に向かって「なぜ〇〇は滅亡したのか」としばしば問いかけるのである。この点は『民主政』においても同様であり、アテナイを主たる例にとって、民主政体が失われることとなった要因について考究がなされている。

内的要因として挙げられるのは、ペロポネソス戦争をきっかけとしたアテナイ民主政の変質・墮落である。しかしながら、橋場氏が強調するとおり、民主政が衆愚政へ転じたことに滅亡の原因を求めるこうした伝統的見解は近代的な価値観に歪曲された理解であり、前4世紀という時代はむしろ、民主政が様々なしくみやその運用の精緻化を実現した、いわば成熟と発展の時期であったことも看過されてはならない。

他方、滅亡の外的要因としては、国外の勢力による軍事的制圧が挙げられる。アテナイの場合、前4世紀後半に北方マケドニア王国との軍事衝突に敗北したことにより、民主政が廃止されている。その後民主政が復活する機会は度々あったものの、前2世紀以降ローマが勢力を拡大し、ギリシア世界をその支配下に組み入れるのと時を同じくして、命脈を保ってきた民主政も衰退していく。アテナイを含むギリシア諸国による最後の抵抗となったのが前88年に生じた第一次ミトリダテス戦争であり、これに敗れた結果、アテナイでは旧来の民主政運営の制度的しくみが漸絶することになったのである<sup>13</sup>。

このようにギリシア民主政が滅亡した理由について考察することは、もちろん興味深く学術的な意義も大きい。とはいえ、『民主政』でも語られるように、アテナイはローマの属州都市となった後も自らの都市の体制をデモクラティアと呼び、理念上の民主政を放棄することは終ぞ無かった<sup>14</sup>。事実上の民主政という意味では、ローマによる軍事的制圧をもってアテナイの民主政は終焉を迎えたと言えるかもしれないが、そうだとすると、前6世紀末に成立したアテナイ民主政は前1世紀に至るまでの長きに渡ってその命脈を保ち続けたことになる。従って、古代ギリシアの民主政が滅亡した理由と同時に、それがなぜこれほど長きに渡って存続しえたかという問いもまた投げかけられるべきである。

ことアテナイ民主政の歴史を概観するならば、民主政が(一時的に)廃止された後ふたたび復活するという事態をしばしば目にする事となる<sup>15</sup>。それぞれの機会に民主政が再生されたことについては、個々特有の事情もあるだろう。しかしながら、それほど頻りに再生がなされた事実からみると、アテナイの人々がいかに民主政という政体を希求していたかがうかがい知られる。そしてこのメンタリティこそ民主政の存続に大きく寄与した要因のように思われる。一体何がアテナイの人々に民主政をこれほどまでに希求させたのだろうか。

この問題に答えるうえで、ローマ共和政との比較が有用な示唆を与える。というのは、ローマ共

<sup>13</sup> 橋場氏が1997年に東京大学出版会より上梓された『丘のうへの民主政——古代アテネの実験』(本書は2016年、講談社学術出版からタイトルを『民主主義の源流 古代アテネの実験』に改めて出版されている)では、マケドニアにより軍事的制圧がアテナイ民主政滅亡の重要な一因であることが示唆される。これに対し、『民主政』は、ローマによる軍事的制圧に民主政終焉(ただし、橋場氏によれば「滅亡」ではなく「溶暗」)の直接的原因をみる。

<sup>14</sup> 『民主政』、224-225頁。

<sup>15</sup> 『民主政』、123-125, 136-139, 214-217, 221-222頁。

和政史研究においても、かつて頻繁に問われていた「ローマ共和政はなぜ滅亡したか」という問いに代わって、近年では「ローマ共和政はなぜ長きに渡って存続しえたのか」という問いが立てられているからである（ローマ共和政は前6世紀末から前1世紀後半まで続いた）<sup>16</sup>。この問いに対する解答は多様であるが、一つの有力な見解として「ローマ共和政に生きる人々は、共和政以外の体制を考えることができなかった」という答えが存在する。すなわち、ローマ共和政の人々は、仮に理論上は他の政体を知っていたとしても、自分たちが体験しそこに生きてきた共和政以外の体制を採用することは考えにも及ばなかったというのである。裏を返せば、それほどまでにローマの共和政体は人々になじんでいたのであり、それは日々の生活を通じて実現された事態であった。

共和政ローマの例をすぐさま古代ギリシアに転用できないことは言うまでもない。けれども、『民主政』において描き出されたように、古代ギリシア人にとって民主政が「生きるもの」であったとするならば、ギリシア（アテナイ）の民主政が長きに渡って存続しえた理由もまた、ローマ共和政の場合と同様に「ギリシア民主政に生きる人々にとって民主政以外の体制は考えられないものであったから」と言えるのではないだろうか。

合評会に際しては、共同体や社会構造の滅亡ではなく存続に焦点を当てるという研究視座とその重要性について、参加者より多くの応答が寄せられた。なかでも、筆者と同じく本合評会にてコメントータを務めた池田嘉郎氏は、近現代ロシア史研究の立場より、わずか8か月ばかり持続した2月革命でさえも、これが持続しえた理由を追究することの意義について指摘された<sup>17</sup>。さらに、共同体や社会構造の存続について考えるとき、そこに身体性の問題を見出せることは橋場・池田両氏も認める場所であった。橋場氏は、民主政が日々の生活を通じて古代ギリシアの人々の身体に染みついていく様を鮮やかに描き出し、池田氏は、その現象を支えた要因として投票具をはじめとする様々なモノの存在にとりわけ着目されていた。合評会の場で両氏の見解に耳を傾けながら、共和政ローマの存続という問題にかんしても、人々の送った日常生活とそれをとりまく道具という観点から今一度存続の背景を探ってみることに大きな必要性と可能性が感じられた。

<sup>16</sup> C. Meier, *Res Publica Amissa*, 2<sup>nd</sup> edn., Wiesbaden, 1966/1980; id., 'Fragen und Thesen zu einer Theorie historischer Prozesse', in K.-G. Faber and C. Meier (eds.), *Historische Prozesse*, München, 1978, 11-66; E. Gruen, *The Last Generation of the Roman Republic*, 2<sup>nd</sup> edn., Berkeley / Los Angeles / London, 1974/1994.

<sup>17</sup> 池田氏は自身の著書である『ロシア革命 破局の8か月』（岩波新書、2017年）において、「なぜ臨時政府は挫折したのか」と「なぜボリシェビキは成功したのか」という二つの問いに解答することを主眼としながらも、臨時政府が8か月持続した経緯にも注目し、これを精緻に叙述している。